

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
1	実施要領 1(4) 応募資格	「応募希望者は日本国内の公共建築設計にかかる受注実績を有すること」とありますが、官民連携事業であるパークPFIによる新築の実績は含まれるでしょうか。（主催は行政、土地所有は行政、設計承認は行政＋採択された民間事業者、建築費負担は採択された民間事業者）	<p>PFI事業は公共事業実績として認めます。</p> <p>パークPFIにおいても、応募希望者が建築物の新築・改築・増築で竣工した物件または実施設計を終了した物件があれば、実績として認めます。</p> <p>応募登録時に事業実績等を証する資料を添付してください。</p>	2月6日
2	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件③入札参加資格で、新たに登録する場合の業種は何になりますか。	<p>入札参加資格申請は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)から、利用者仮登録、ICカード登録などの事前準備を行い、その準備後に同サイトの「設計 測量 建設コンサルタント等業務」から業種を「建築設計」として登録してください。</p> <p>入札参加資格申請手続の詳細は西尾市ホームページ上の「令和4・5年度 西尾市入札参加資格審査申請要領【設計・測量・建設コンサルタント等業務】」  <a href="https://www.city.nishio.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/829/konsaru.pdf">（https://www.city.nishio.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/829/konsaru.pdf）</a>を参照してください。</p>	2月6日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
3	実施要領 1(4) 応募資格	西尾市入札参加資格審査申請要領【設計・測量・建設コンサルタント等業務】では、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する代表権のある方の名義のICカードが必要と示されていますが、ICカード作成に要する時間はどれぐらいですか。	電子入札コアシステムに対応したICカードについては、その作成に1か月程度の時間を要すると思いますので、できる限りお早めにご準備ください。 なお、ICカードの詳細は「電子入札コアシステム」のサイト ( <a href="http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html</a> )を参照してください。	2月6日
4	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件③入札参加資格で、西尾市で「建設コンサルタント」の業務で登録している場合でも、追加登録が必要になりますか。	本設計競技参加のためには、業務は「設計」、業種は「建築設計」での追加登録をお願いします。	2月6日
5	実施要領 1(4) 応募資格	【様式1】登録申込書兼業務実績書で入力する応募希望者は、一級建築士事務所の開設者ではなく、一級建築士事務所の構成員でも良いですか。	【様式1】で入力する応募希望者は、建築士法第23条に定める一級建築士事務所登録の開設者になります。	2月6日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分は既に回答した質問  
それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回答	回答日
6	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤「日本建築家協会（JIA）の登録建築家または日本建築士会連合会の総括設計専攻建築士を本設計競技の管理技術者もしくは意匠技術者として配置していれば同等とみなす」について、現在、JIAの登録建築家に申請中であるため、本コンペの登録期間には間に合いません。4月1日は登録の可否が明らかになるため、本コンペ登録時にはJIA登録建築家認定予定者として登録することは可能でしょうか。	応募資格の基準日（令和5年3月1日）現在で、登録建築家を申請中であることを証明でき、入札参加資格申請と同様に1次審査提案図書の提出期限である5月12日までに登録完了を証明することができれば応募登録は可能（証明できない場合は失格）とします。 なお、総括設計専攻建築士についても同様の取扱いとします。 このため、【様式1】⑤の登録番号の欄は「申請中」と入力し、申請中であることを証明する資料を添付してください。	2月10日
7	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績の受注実績とは「元請」としての実績を指していますか。 また、JVあるいは協働設計、設計協力としての実績も対象になりますか。	公共事業実績は「元請」が対象です。JVとしての元請の受注も実績として認めます。したがって、協働設計や設計協力など元請の下請については対象にはなりません。 ただし、PFI事業の場合はSPC（特別目的会社）からの設計受注の元請は実績として認めます。	2月10日
8	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績の受注実績を有する応募希望者とは、事務所の開設者を指しますか。	公共事業の元請の実績を有する応募希望者とは、事務所の開設者または配置技術者②で示す管理技術者、意匠技術者のいずれか一人の受注実績になります。	2月10日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
9	実施要領 1(4) 応募資格	<p>応募資格要件⑤公共事業実績の受注実績とは、過去に所属していた組織が受注し、そこにおいて担当者として設計監理を担当した実績のことと考えてよろしいですか。 また、それはどのように証明するのですか。</p>	<p>過去に所属していた組織が「元請」として受注し、回答8と同様に事務所の開設者、管理技術者、意匠技術者のいずれか一人がその設計に携わっていた実績を求めます。 なお、その証明は、契約書、重要事項説明書（建築士法第24条の7）、掲載雑誌、入賞時の賞状、新聞などのメディア報道資料の写しから、対象者が設計に携わっていたことを証明してください。 ただし、過去に所属していた組織から証明書類を入手することに時間を要する場合、応募登録の際は事務局が用意する誓約書を提出し、入札参加申請と同様に1次審査提案図書の提出期限である5月12日までに証明書類を提出（提出できない場合は失格）してください。 誓約書の様式については2月末までに市ホームページにアップします。</p>	2月10日
10	実施要領 1(4) 応募資格	<p>応募資格要件⑤公共事業実績の受注実績について、雑誌掲載時に応募希望者の名前が載っていないといけなんでしょうか。 また過去に所属していた組織から証明として署名をいただくことが必要ですか。</p>	<p>回答8で示すとおり、事務所の開設者、管理技術者、意匠技術者のいずれか一人がその設計に携わっていた実績を求めます。また、過去に所属していた組織の署名は必要ありませんが、回答9のとおり、契約書、重要事項証明書、掲載雑誌などの写しにより対象者が設計に携わっていたことの証明を求めます。</p>	2月10日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
11	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績について、配置技術者②で示す協力者がその実績を有する場合でも応募登録はできますか。	<p>回答8で示すとおり、公共事業の元請の実績を有する応募希望者とは、事務所の開設者または配置技術者②で示す管理技術者、意匠技術者のいずれか一人であるため、協力者の受注実績では応募登録はできません。</p> <p>ただし、回答7で示すとおり、PFI事業の場合はSPC（特別目的会社）からの設計受注の元請は実績として認めます。</p>	2月10日
12	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績について、規模や用途は特に問わないでしょうか。	<p>建築行為を伴う物件であれば規模や用途の基準はありません。</p>	2月10日
13	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績として、合同会社発注の福祉施設等（市の補助金を受けて竣工した小規模多機能型居宅施設）の建築設計は認められますか。	<p>発注者が合同会社であるため公共建築設計としては認められません。</p>	2月10日
14	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績として、自治会館（集会所）の設計は該当しますか。	<p>発注者が市町村や公益法人などの公共団体等の場合は該当しますが、自治会の場合は公共団体に含まれませんので、該当しません。</p>	2月10日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
15	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件①建築士事務所登録について、事務所移転のため、現在、証明書記載の住所と現所在地が異なる状態です。現在変更手続き中ですが、申請期間に間に合わなかった場合、「建築士事務所登録証明書(写し)」と住所変更が記載された「建築士事務所登録事項変更届(写し)」を添付することで必要書類とすることが可能でしょうか。	応募登録時は「建築士事務所登録証明書(写し)」と住所変更が記載された「建築士事務所登録事項変更届(写し)」を添付してください。 なお、その後、事務所移転の登録が完了次第、事務局に速やかにご連絡ください。	2月10日
16	実施要領 1(4) 応募資格	2023年5月に法人成りを予定している場合の提出書類は現況の必要書類を提出するということによいですか。	応募登録時は現況で、その後に法人化した場合に速やかに名称などの変更連絡を事務局にお願いします。 ただし、法人化に伴い、事務所の開設者、配置技術者②で示す管理技術者及び意匠技術者が変更される場合は応募登録は無効となります。	2月10日
17	様式1 登録申込書兼業務実績書	【様式1】登録申込書兼業務実績書について、電子申請サイトに「一級建築士事務所登録などの資格や事業実績を証する資料などを添付していただきますのでご用意をお願いします」とありますが、「一級建築士事務所登録などの資格や事業実績を証する資料」の入力フォーマットは3月1日まで開示されないのでしょうか。	様式1の入力(電子申請)は、3月1日からの受付になりますので、それ以降に関係資料の添付をお願いします。 なお、電子申請の入力項目については市ホームページにアップしています各様式のサンプル(PDFファイル)から確認できます。	2月10日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
18	実施要領 5 建設地視察会	2月27日の建設地視察会に参加できない場合、自主的に伺って一般の訪問者として常識の行動の範囲内で、建設地を見ることは可能でしょうか。 既に仮囲いなどが立っていて中に入れない・関係者以外立ち入り禁止の状態、というわけではないでしょうか。	<p>建設地については、仮囲いなどによる立入禁止の状態ではありませんが、西尾公園テニスコート（コート内無断立入厳禁）、西尾公園、二の沢川遊歩道等は一般市民が利用しています。そのため、一般市民の日常利用を妨げない常識的な規範を順守した上での自主見学をお願いします。</p> <p>なお、建設地周辺は、平日の午前8時30分～9時と午後2時15分～2時45分の間は西尾幼稚園の送迎時間になるため多くの親子連れが行き交い、西尾小学校の児童の登下校も朝夕ありますので、不審者として誤解されないような行動を心がけてください。</p>	2月18日
19	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤の公共事業実績の対象となる公共団体等には「学校法人」も含まれると考えてよろしいでしょうか。	<p>学校法人は広義の公益法人等に含まれますが、本実施要領で指す公益法人は民法第34条で規定する公益法人、即ち社団法人及び財団法人とするため、学校法人は含まれません。</p> <p>ただし、国立大学法人及び公立大学法人については（本実施要領で認める）独立行政法人と同じ枠組みであるため、公共団体等に含みます。</p>	2月18日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
20	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤の公共事業実績について、設計共同体における構成員の一人として受注した実績も含まれると考えてよろしいでしょうか。	設計共同体の構成員の位置づけが不明ですが、回答7で示しているとおおり、JVとしての元請の受注も実績として認めますので、契約書の写しなどにより、そのことを証明してください。	2月18日
21	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績について、公共建築の設計業務を「意匠設計」と（土木関係の）「詳細設計」として2社に分けて発注された物件の意匠設計を実施設計まで終了した実績も認められるでしょうか。	公共団体等からの意匠設計業務を元請として受注し、事務所の開設者、管理技術者、意匠技術者のいずれか一人がその設計に携わっていたことを証明することができれば実績として認めます。	2月18日
22	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績として以下の実績は認められますか。 地方自治体所有の土地に複合型福祉施設整備のための公募事業で親会社が選定されて建築主となり、自社が設計を行い（公募企画提案のプラン立案も自社が実施）、民間の建設会社が工事を行った官民連携の事業です。PFI事業に相当する官民連携の公共事業となると思われます。	回答7で示しているとおおり、PFI事業のSPCからの設計受注は公共事業実績の対象としています。そのため、ご質問の公募事業（PFI事業かどうか内容が不明ですが）により地方自治体からの設計・建築・運営等の包括発注を受けている事業者から設計業務全般を元請として委託されていることを証明することができれば公共事業実績として認めます。	2月18日



## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
23	実施要領 1(4) 応募資格	<p>応募資格要件⑤公共事業実績について、公共建築設計の受注実績と日本建築家協会の登録建築家配置の両方を有する場合、【様式1】登録申込書兼業務実績書には、その両方の入力添付をして差し支えないですか。また、その場合、片方が認められなかった場合でも登録可なるかなど、取扱いはどうなりますか。</p>	<p><b>【様式1】登録申込書兼業務実績書には、受注実績と資格者の配置とした複数の要件を入力添付しても構いません。複数申請した要件のうち、少なくとも、いずれか一つの資格の該当を確認できれば応募登録を満たしていると判断します。</b></p>	2月18日
24	実施要領 1(4) 応募資格	<p>応募資格要件②で応募者が配置を義務付けられている意匠技術者として、現時点で一級建築士試験に合格しており、建築士登録申請中で、本年8月時点では登録済予定の者を配置することは可能でしょうか。</p>	<p><b>応募資格の基準日である3月1日現在では試験合格はしていても正式な一級建築士登録が証明できないため、認められません。</b></p>	2月18日
25	実施要領 1(4) 応募資格	<p>応募資格要件②で応募者が配置を義務付けられている意匠技術者について、応募者の配置以外の意匠技術者を複数「技術支援をうける協力者」として配置することはできますか。</p>	<p><b>協力者として意匠技術者を複数配置することはできますが、応募資格要件⑥で示しているとおり、応募登録者の事務所に所属し配置する意匠技術者については管理技術者とともに、委託業務完了までは業務管理責任者として従事させてください。なお、協力者として配置する意匠技術者は応募登録者にはなりません。</b></p>	2月18日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
26	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件④の地方自治法施行令第167条の4第1項の該当について電子申請の際に該当しない旨を入力する形式でしょうか。もしくは、宣誓書等を用意して添付する形式でしょうか。	<b>【様式1】登録申込書兼業務実績書の電子申請の入力時において該当の有無を選択していただくことを予定していますので、宣誓書などの添付は必要ありません。</b>	2月18日
27	実施要領 1(7) 選定スケジュール(予定)	選定スケジュール⑫の2次審査のプレゼン及びヒアリングに、管理兼意匠技術者と合わせて、業務に取り組む予定の事務所に所属する一級建築士が登壇することは可能でしょうか。	<b>本実施要領P28で示しているとおおり、2次審査当日のプレゼンテーション及びヒアリングに関する情報については、2次審査該当者に事務局から令和5年6月23日に送信予定の電子メールでお知らせします。</b>	2月18日
28	実施要領 7(3) 業務委託費	本設計競技で選定された優先交渉権者が愛知県外の遠隔地にある場合、本実施要領P32に掲載の各業務の委託費（予定）に遠隔地経費が別途、加算されますか。	<b>本実施要領P32で掲載しています各業務の委託費は限度額でありますので、事務所の所在地に関わらず、この金額以下で実現可能な提案内容（業務内容）を求めます。したがって、遠隔地経費の加算はありません。</b>	2月18日

## 西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.3

網掛け部分 は既に回答した質問  
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
29	実施要領 別冊 資料編 B関係資料05	建設地及び中央ふれあいセンターのCADデータは提供していただけますか。	<p>建設地及び中央ふれあいセンターの測量図については、Jw_cadデータ及びDXFファイルを用意しました。必要な方は以下の方法で申請してください。</p> <p>①メール(240sgk@city.nishio.lg.jp)で、            件名は「CADデータ提供依頼」            本文に「返信先アドレス」                  「必要者の氏名・連絡先(電話番号等)」            を明記して送信してください。</p> <p>②事務局から2つのデータ(ファイル数4)をまとめた添付ファイル(ファイル数1)をメールで返信先アドレスに送信します。なお、添付ファイルは拡張子を変更(zi_をzip)の上、別メールでお知らせするパスワードにより解凍する必要があります。</p> <p>※建設地の測量図は道路や工作物等がまたがり現況と一致していないため、提案図書の作図範囲は現況を基本にします。したがって、CADデータには建設地の作図範囲を着色しています。なお、建設地の作図範囲はPDF可して市ホームページでもアップします。</p>	2月18日